

松本市自主防災組織防災活動支援補助金について

1 補助制度の概要

自主防災会等により防災活動（防災資機材整備、訓練の実施）を行う場合、松本市自主防災組織防災活動支援補助金をご利用いただくことができます。

2 申請の手続きについて

（※詳細は、参考資料 「『松本市自主防災組織防災活動支援補助金』申請・交付手続きの流れ」をご確認ください。）

(1) 申請の流れ

事前申請制ですので、まずは、**申請書**により、申請をお願いいたします。危機管理課での審査後の交付決定に基づいて事業を実施してください（立替払いをお願いします）。

事業の**実績報告書**と補助金の**請求書**の提出により、補助金の支払いとなります。

実施内容や不明点について、あらかじめ危機管理課にご相談いただくと、手続きがスムーズに進みます。

(2) 申請書（⇒別紙）

以下の4つの補助枠すべて、共通の様式です。

3 4つの補助枠について

(1) 町会自主防災組織による防災資機材の整備等への補助（⇒補足資料①）

自主防災活動に必要な防災資機材の購入等について、幅広い品目を対象として、経費の3分の2を補助しています。補助上限額、年数制限があります。

(2) 町会自主防災組織または地区での除雪機の購入への補助（⇒補足資料②）

平成26年2月の豪雪を受け、除雪機の購入経費について新たな補助枠を整備しました。補助率は3分の2、組織規模によらず1組織あたり上限30万円（1年度につき）で補助するものです。

(3) 地区による避難所開設・運営訓練の実施経費への補助（⇒補足資料③）

地区での避難所開設・運営訓練に係る経費に対し、消耗品費等には10分の10、訓練備品については3分の2の補助率で、補助上限を10万円として補助します。

(4) 避難所運営委員会（※）による避難所開設・運営訓練の実施経費への補助（⇒補足資料④）

避難所運営委員会での避難所開設・運営訓練に係る経費に対し、消耗品費等

に10分の10の補助率で、補助上限を宿泊を伴う場合は10万円、宿泊を伴わない場合は5万円として補助します。

※ 避難所運営委員会について

災害時に円滑な避難所の開設・運営ができるよう、想定避難町会の地域住民、施設管理者及び市の避難所担当職員による避難所運営委員会を避難所ごとに設置しています。

また、避難所運営委員会は1地区で構成する所が多いですが、複数地区で構成する場合もあります。

担 当：松本市 危機管理課

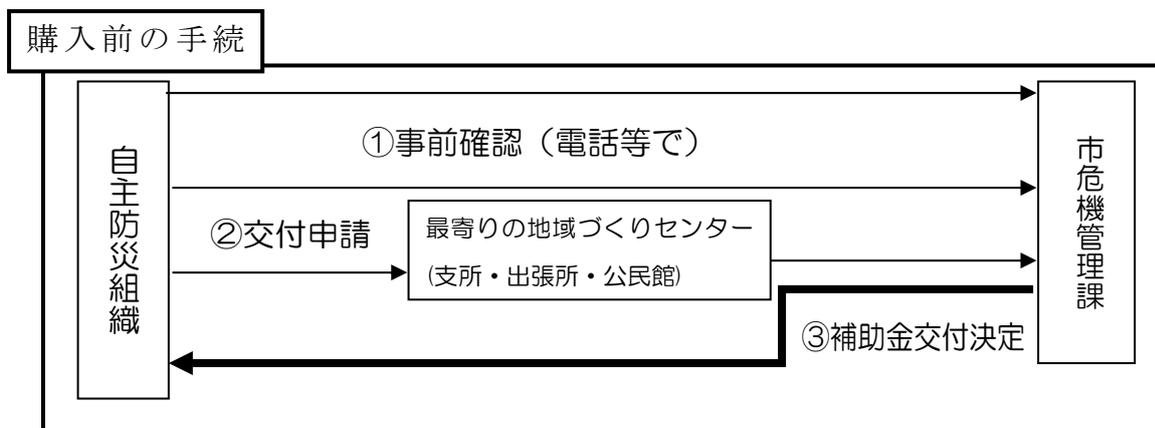
電 話：33-9119（直通）

メール：kikikanri@city.matsumoto.lg.jp

『松本市自主防災組織防災活動支援補助金』申請・交付手続きの流れ

1 申請から交付決定まで

申請にあたっては、限度額等について、危機管理課に事前に確認してください。



【提出書類】 補助金交付申請書

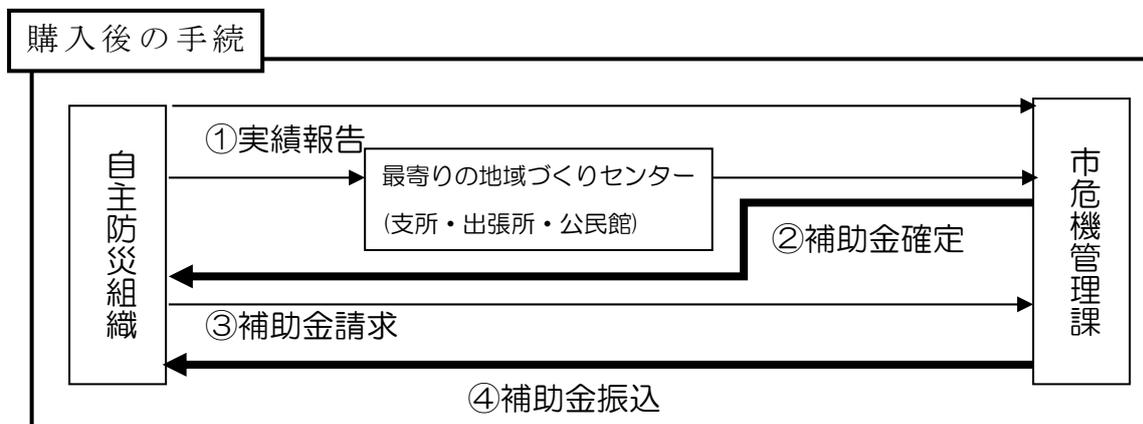
(添付書類)

- ① 自主防災組織・避難所運営委員会の規約、防災計画・訓練計画、組織表
- ② 資機材等購入の見積書（写し）
- ③ 収支予算書（訓練経費の場合）

2 資機材の購入等

補助金交付決定後に資機材の購入等を行っていただきます。（立替払い）

3 実績報告から補助金振込まで



【提出書類】 補助事業実績報告書及び市請求書

(添付書類)

- ① 資機材等の納品書及び請求書、領収書等の写し
- ② 写真
- ③ 防災資機材等の保管場所位置図
- ④ 事業収支決算書（訓練経費の場合）
- ⑤ 補助金を振込む口座通帳の写し（口座番号、口座名義のわかるもの）※町会名義の口座が望ましい。

* ご利用にあたって（注意事項）

- 必ず資機材等を購入する前に申請してください。
- 実績報告前に、自主防災組織から購入先へ、購入代金を全額をお支払いいただき、領収書の写しを提出いただく必要があります。
- 補助金のお支払いは、全ての手続きが終了し、補助金額が確定してから約 1 ヶ月後になります。
- 申請後に購入内容や数量を変更する場合には、必ずご相談ください。

松本市自主防災組織防災活動支援補助金対象経費 一覧表

区分	対象者	対象経費	補助率	上限額
防災資機材の購入及び修繕	自主防災組織	情報収集・伝達用具 (ハンドマイク、携帯用無線機 等)	2/3	自主防災組織の世帯数に応じ、定める額 (※)
		消火用具 (消火器、消火栓ボックス 等)		
		救出用具 (ヘルメット、スコップ 等)		
		救護用具 (テント、毛布、シート 等)		
		避難用具 (ロープ、警笛 等)		
		給食・給水用具 (炊飯器具、コンロ 等)		
		水防用具 (救命胴衣、シャベル 等)		
		その他の防災物資 (防災服、防災倉庫 等)		
除雪機の購入	自主防災組織	除雪機	2/3	1組織 1地区 あたり 年額30万
	地区町会連合会 地区防災連合会			
訓練の実施	自主防災組織	炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ 等	2/3	自主防災組織の世帯数に応じ、定める額 (※)
	地区町会連合会 地区防災連合会	避難所開設・運営訓練に要する経費 (報償費(指導者謝礼等)、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、消耗品費 等)	10/10	1地区 あたり 年額10万
		備品購入費	2/3	
	避難所運営委員会	避難所開設・運営訓練に要する経費 (報償費(指導者謝礼等)、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、切手代等の通信運搬費、消耗品費 等)	10/10	宿泊を伴う訓練 10万円 伴わない訓練 5万円
防災意識の啓発	自主防災組織	防災マップ等の資料作成	2/3	自主防災組織の世帯数に応じ、定める額 (※)
		防災講座の開催		

(※) 自主防災組織ごとに上限額が異なります。不明な場合は、危機管理課(33-9119)へお問い合わせください。

「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」の概要

補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災資機材購入経費 (情報収集・伝達用具、消火用具、救出用具、救護用具、避難用具、給食・給水用具、水防用具等) 2 防災資機材の修繕料及び設置工事費 3 非常用備蓄食糧等防災物資の購入経費 4 防災訓練に要する経費 5 防災マップ等防災関係資料の作成、防災講座の開催等に要する経費 														
対 象	町会等を単位とした自主防災組織														
補助率	対象経費の2/3以内														
世帯数別 限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～49</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>50～99</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>100～299</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>300～499</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>500～999</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1000～</td> <td>55万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 当該年度に利用できる補助金額は、限度額から「過去3年度間」に交付を受けた補助金額を除いた額 (次頁に詳しい解説があります)</p>	世帯数	限度額	0～49	20万円	50～99	30万円	100～299	40万円	300～499	45万円	500～999	50万円	1000～	55万円
世帯数	限度額														
0～49	20万円														
50～99	30万円														
100～299	40万円														
300～499	45万円														
500～999	50万円														
1000～	55万円														

* 補助金ご利用にあたっての注意事項

- ・この補助制度は、自主防災組織を対象とした制度ですので、ご利用いただくには、町会等を単位とした自主防災組織の結成が必要です。また、申請にあたっては、自主防災組織名での申請をお願いします。
- ・本制度は事前申請制です。申請受付後、危機管理課で審査をし、交付決定書を送付します。購入は、必ず交付決定後に行なってください。なお、あらかじめ危機管理課担当までご相談いただくと、手続きが円滑に進みます。
- ・交付決定後に内容や金額等について変更する場合は、購入前に必ずご相談ください。
- ・予算の範囲内での補助のため、予算が消化されると、その年度の受付は終了となります。
- ・申請書の様式等は、申請書等の様式は市公式ホームページや「自主防災組織 防災活動の手引き」に掲載してありますのでご利用ください。
(トップページ>「いざというときに」枠内「災害・防災情報」>「市民等の防災活動(自助・共助)」>「自主防災活動」>「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」)
- ・防災倉庫の設置にあたっては、倉庫の種類・規模等にかかわらず、建築確認の手続き等の要否を建築指導課に必ず確認してください。(設置における適正な手続きを欠く場合は補助金の交付ができません)。

限度額について

利用しようとする年度での交付可能額＝限度額－過去3年度間に交付された金額

【交付可能額の考え方】

令和2年度の利用可能額＝限度額－過去3年度間（平成29年度～令和元年度）に交付を受けた金額（平成28年度以前に交付を受けた補助金は算入しない。）

- ・・・令和2（2020）年度に交付を受けた補助金額は、令和6（2024）年度利用時には算入しない。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
				1			2		3		

世帯数100世帯、限度額40万円の自主防災会での補助の例

ケース1）令和元年度までに次のとおり補助金の利用をしていた場合

年度	H28	H29	H30	R1	R2 (2020)	R3 (2021)
補助額	5万円	15万円	20万円	0円	<u>5万円</u>	

令和2年度に申請できる補助金額
 限度額40万円－（H29の15万円＋H30の20万円＋R1の0円）＝5万円

ケース2）過去3年（平成29年度～令和元年度）の間に上限額を利用していた場合

年度	H28	H29	H30	R1	R2 (2020)	R3 (2021)
補助額	0円	15万円	20万円	5万円	<u>0円</u>	<u>15万円</u>

過去3年間に上限額40万円を利用しているので、令和2年度には申請できません。
 しかし、次年度の令和3（2021）年度には、3年が経過した平成29年度の利用額が算入されなくなるので、この例では15万円での申請が出来ます。

ケース3）毎年度計画的に利用する場合

年度	H28	H29	H30	R1	R2 (2020)	R3 (2021)
補助額	10万円	10万円	10万円	10万円	(10万円)	(10万円)

毎年度、限度額の4分の1以下を目安に申請すると、同程度の規模の事業を計画的に行うことができます。

「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」除雪機補助枠の概要

自主防災組織防災活動支援補助金において、除雪機の購入経費に係る補助枠は以下のとおりです。

補助対象経費	除雪機の購入経費
対 象	・ 町会等を単位とした自主防災組織 ・ 地区（地区町会連合会及び地区防災連合会）
補助率	対象経費の2／3以内
補助限度額	30万円
備考	・ 除雪機購入に対する補助枠には、 <u>利用年数の制限は設けず</u> 、毎年度30万円を上限とします。

* 補助金ご利用にあたっての注意事項

- ・ 申請や実績報告等の手続きは、防災資機材の整備等と同様です。
- ・ 本制度は事前申請制です。申請受付後、危機管理課で審査を行い、交付決定書を送付します。購入は、必ず交付決定後に行なってください。なお、あらかじめ危機管理課担当までご相談いただくと、手続きが円滑に進みます。
- ・ 交付決定後に内容や金額等について変更する場合は、購入前に必ずご相談ください。
- ・ 予算の範囲内での補助のため、予算が消化されると、その年度の受付は終了となります。
- ・ 申請書の様式等は、申請書等の様式は市公式ホームページに掲載してありますのでご利用ください。

(トップページ>「いざというときに」枠内「災害・防災情報」>「市民等の防災活動(自助・共助)」>「自主防災活動」>「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」)

**「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」
地区による避難所開設・運営訓練への補助枠の概要**

補助対象経費	地区の町会連合会又は防災連合会が主催する <u>避難所開設・運営訓練</u> に係る次の経費 1 報償費（指導者謝礼等） 2 炊出し訓練の材料費 3 訓練資機材の借上げ料等 4 備品購入費
対象組織	地区町会連合会及び地区防災連合会
補助率	上記1～3 について 対象経費の10/10以内 上記4 について 対象経費の2/3以内
上限額等	1地区あたり10万円を上限とします。

* 補助金ご利用にあたっての注意事項

- ・この補助制度は、地区の町会連合会や防災連合会が行う、地区の単位による避難所開設・運営訓練を対象としています。地区町会連合会名、地区防災連合会名での申請をお願いします。
- ・本制度は事前申請制です。申請受付後、危機管理課で審査をし、交付決定書を送付します。購入は、必ず交付決定後に行なってください。なお、あらかじめ危機管理課担当までご相談いただくと手続きが円滑に進みます。
- ・交付決定後に内容や金額等について変更する場合は、購入前に必ずご相談ください。
- ・訓練は2日連続までを対象とします。
- ・予算の範囲内での補助のため、予算が消化されると、その年度の受付は終了となります。
- ・申請書等の様式は市公式ホームページに掲載してありますのでご利用ください。
(トップページ>「いざというときに」枠内「災害・防災情報」>「市民等の防災活動(自助・共助)」>「自主防災活動」>「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」)

**「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」
避難所運営委員会による避難所開設・運営訓練への補助枠の概要**

補助対象経費	指定避難所ごとに避難所運営委員会が主催する <u>避難所開設・運営訓練</u> に係る次の経費 1 報償費（指導者謝礼等） 2 炊出し訓練の材料費 3 訓練資機材の借上げ料 4 切手を含む通信運搬費 5 消耗品費 等
対象組織	避難所運営委員会
補助率	対象経費の10/10以内
上限額等	宿泊を伴う避難所開設・運営訓練 上限10万円（年額） 宿泊を伴わない避難所開設・運営訓練 上限5万円（年額）

* 補助金ご利用にあたっての注意事項

- ・この補助制度は、避難所運営委員会が行う、避難所ごとの避難所開設・運営訓練を補助の対象としています。避難所運営委員会名での申請をお願いします。
- ・本制度は事前申請制です。申請受付後、危機管理課で審査をし、交付決定書を送付します。購入は、必ず交付決定後に行なってください。なお、ご不明な場合は、あらかじめ危機管理課までご相談いただくと手続きが円滑に進みます。
- ・交付決定後に内容や金額等について変更する場合は、購入前に必ずご相談ください。
- ・訓練は2日連続までを対象とします。
- ・予算の範囲内での補助のため、予算が消化されると、その年度の受付は終了となります。
- ・申請書等の様式は市公式ホームページに掲載してありますのでご利用ください。
(トップページ>「いざというときに」枠内「災害・防災情報」>「市民等の防災活動(自助・共助)」>「自主防災活動」>「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」)